

記入例

お申込日 西暦 2018年 4月 1日

【取消】

※ご記入後、必ずコピーしていただき、
お手元控えとして保管ください。

電手決済サービス 残高証明取消依頼書

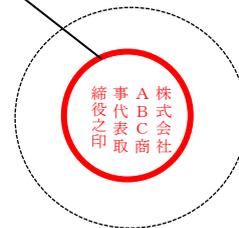
ご記入ください。

日本電子債権機構株式会社 御中
(送付先:事務代行会社 三菱 UFJ ファクター株式会社)

ご捺印願います。

ご記入ください。

ご住所 (〒100-XXXX)
東京都千代田区丸の内●丁目●番●号
会社名 株式会社ABC 商事
役職名 代表取締役
代表者名 □□ □□



印鑑証明印または取引使用印

以下の残高証明依頼(「定期的に発行」)を取消いたしたく、ご依頼申し上げます。

取消が適用されるのは、取消適用日以降に基準日が到来する発行分とすることで差し支えありません。なお、貴機構の取消手続きの完了が取消適用日以降となご記入ください。の適用が貴機構の取消手続き完了以降に基準日が到来する発行分となることで差し支えありません。

1. お客さま番号 (4桁または7桁)	1	2	3	4	5	6	7
2. 取消適用日	西暦 2018年 3月 31日						

発行を取り止めたい基準日をご記入ください。

取消適用日の考え方を例に沿ってご説明します。

例:毎年3月末発行の申込を、2018年3月31日の発行を最後に取り止めたい。
⇒ 2018年3月31日までは発行し、2019年3月31日発行分から取り止める場合には、取消適用日を2019年3月31日とする。

例:毎年3月末発行の申込を、直近の2018年3月31日発行分からすぐに取り止めたい。
⇒ 取消適用日を2018年3月31日とする。
ただし、取消の手續が、2018年3月31日発行分の発行手續開始前までに完了しなかった場合には、次回の2019年3月31日発行分からの取り止めとなります。(※)
※手数料支払方法が振込の場合は、基準日の10営業日前から発行手續が開始されるので、基準日の11営業日前までに取消手續が完了している必要があります。
また、手数料支払方法が口座振替の場合は、基準日当日に発行手續を開始するため、基準日の前営業日前までに取消手續が完了している必要があります。

【注意事項】

- ◆ 発行基準を「定期的に発行」とした残高証明依頼を、1つのお客さま番号で複数お申込みいただいているお客さまの場合、専用の取消依頼書を郵送いたしますので、お問い合わせ窓口までご連絡ください。
- ◆ 1つの申込で残高証明書の送付先を複数ご指定いただいておりますが、うち一部送付先への送付を取り止める場合は、取消依頼書(本依頼書)ではなく、変更依頼書をご提出ください。申込内容のご照会はお問い合わせ窓口までご連絡ください。

【お問い合わせ窓口】

三菱 UFJ 銀行 電手・でんさいコールセンター 0120-103-172(銀行営業日 9:00~17:00)

※フリーダイヤルがご利用いただけない場合は 03-5730-1963(通話料有料)

※自動音声メッセージが流れますので、電手決済サービス「1」を押して下さい。

※ご照会内容によっては、翌営業日のご回答となることがございます。恐れ入りますが、予めご了承ください。

検印	端末処理	検印	印鑑照合

受付日: _____